

千葉県行政改革審議会の議事及び運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）第34条の規定により、千葉県行政改革審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 審議会の会議は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3の規定により、公開するものとする。ただし、不開示情報が含まれる事項について調査審議する場合や、公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるものと認められる場合には、審議会の決定により公開しないことができる。

2 会長は、別紙「傍聴要領」のほか、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

3 会議終了後、会議の概要を作成し公表するものとする。

（関係者からの意見の聴取等）

第3条 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門委員）

第4条 千葉県組織規程（昭和32年規則第68号）第149条に基づき委嘱された専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関するものに限って会議に加わり、調査審議する。

（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

別紙

傍聴要領

千葉県行政改革審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、定められた時間内に、会場受付においでください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とします。
- (3) 傍聴者が決定されましたら、会場受付で氏名等を記入し、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

【参考】千葉県行政改革審議会 関係規程

1 千葉県行政組織条例（抜粋）

第四章 附属機関

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二（抜粋）

附属機関名	担任する事務
千葉県行政改革審議会	知事の諮問に応じ、行政改革の推進に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申すること。

（以下、略）

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

別表第三（抜粋）

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県行政改革審議会	会長 委員	学識経験を有する者	十人以内	二年

（以下、略）

（会長及び副会長）

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

二 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

三 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

四 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（会議）

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

二 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

三 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

（会議の運営等）

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（規則への委任）

第三十五条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

二 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

2 千葉県組織規程（抜粋）

第四章 附属機関

第一節 附属機関の組織等

（特別委員等）

第一百四十九条 条例第三十五条第一項の規定により、附属機関に次の表のとおり特別委員等を置く。

表（抜粋）

附属機関名	特別委員等	特別委員等の構成	特別委員等の担当事務
千葉県行政改革審議会	専門委員	学識経験を有する者	専門の事項について調査審議すること。

二 前項に規定する特別委員等は、知事が任命又は委嘱する。

第二節 附属機関の庶務

（附属機関の庶務）

第一百五十条 次の表の上欄に掲げる附属機関の庶務を処理する機関は、当該下欄に掲げるとおりとする。

表（抜粋）

附属機関名	機関名	
千葉県行政改革審議会	行政改革推進課	総務部